

平成14年9月24日

裁判員制度・刑事検討会における当面の論点に関する意見

法務省

第1 今般の刑事司法制度改革の視点

我が国の刑事司法においては、適正手続の確保とともに、実体的な真実の解明と犯罪者の改善更生とが極めて重視されてきた。我が国においては、手続さえ適正に行われていれば結果は誤っていてもやむを得ないという考え方は受け入れられておらず、大多数の国民は、真犯人でない者を犯人として処罰することが許されないのはむしろ、処罰されるべき真犯人が処罰されずにすまされてしまうことも許されないという正義感を有している。そのため、捜査段階にあっては、極めて短期間に、密度の濃い捜査によって、被疑者にとって有利なものも不利なものも含めて、できる限り多くの証拠を収集し、犯罪の成否のみならず、犯行の動機、態様、結果等を含めた事案の実態を明らかにした上で、起訴・不起訴の処分を決し、起訴した場合には、公判廷においても、被告人の有罪・無罪という結論において誤りなきを期するのはむしろ、犯罪が発生してきた背景事情を含めた事案の全容の解明に努めるとともに、犯罪者自身に自己の行為とその結果を十分に認識させることで改善更生の機会を与えるよう努めているのである。事案の真相を解明し、真犯人に対しては反省を求め、また、事案に応じた適正な処罰を科することこそ、国民が刑事司法に求めているものであり、公益の代表者たる検察官は、そのような国民の期待に十分にこたえなければならないと言えるし、また、現にそのように努めてきたからこそ、刑事司法は、被害者をはじめとする一般の国民の信頼と理解を獲得してきたものと考えられる。

また、刑事司法は、社会全体が「事後監視・救済型社会」に移行するにつれて、その役割は一層重要なものとなると考えられる。すなわち、行政改革・規制緩和の推進に伴って公正で自由な競争を阻害する経済犯罪等の増加・複雑化が見込まれ、社会のセーフティーネットとしての刑事司法の役割が増

大すると予測されることや、社会構造の変化に伴う治安悪化やハイテク犯罪等の新たな類型の犯罪に対応する面からも、刑事司法の役割が重要となること、更には、国民に身近で信頼される刑事司法を実現するためには、犯罪被害者をはじめとする関係者の立場への十分な配慮の必要性が一層高まることなどを考えると、刑事司法に求められるものは誠に多いといわなければならない。

一方、司法制度改革審議会意見（以下「審議会意見」という。）でも指摘されているとおり、我が国の刑事裁判の実情を見ると、通常の事件についてはおおむね迅速に審理がなされているものの、国民が注目する特異重大な事件にあっては、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくなく、こうした刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因ともなっていることも事実である。このような事態は、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権を実現するという刑事司法の使命に反し、国民の期待と信頼を著しく損なうものであり、この点の改善なくして国民の期待にこたえる刑事司法はあり得ない。

このような国民の期待にこたえる刑事司法の改革を実行するためには、審議会意見が提示した施策を一体的・総合的に推進することが重要である。

すなわち、本検討会においては、同意見を受け、刑事にかかわる立法課題として、新たな準備手続の創設を中心とする刑事裁判の充実・迅速化のための方策、裁判員制度の導入、公訴提起の在り方について検討が進められているが、例えば、裁判員制度の導入は、裁判員の負担軽減という観点から刑事裁判の迅速化の重要な契機となるべきものであるというように、各施策は密接に関連しているものであるから、全体としてバランスのとれた制度を構築することが必要であると考えられる。

そして、その制度設計に当たっては、国民が求めている実体的真実の追求と犯罪者の改善更生に向けての努力を軽視することがあれば、刑事司法は国民の信頼を失うことになりかねない点に留意しなければならない。刑事司法制度改革を考える上では、このような我が国の刑事司法の長所を生かし、発展させ、強化することが重要である。

以下、このような基本的視点に立って、各論点について意見を述べる。

第2 刑事裁判の充実・迅速化

1 充実した争点整理のための新たな準備手続の創設

刑事裁判の充実・迅速化の実現のためには、十分な争点整理のための新たな準備手続を創設する必要がある。特に、裁判員制度対象事件については、職業裁判官でない裁判員にとってより分かりやすい裁判を実現するとともに、可能な限り審理期間を短くして裁判員の負担を軽減するという見地から、その他の事件に比べ、より徹底した争点整理が必要不可欠であると考えられる。

そこで、以下、裁判員制度対象事件における争点整理の在り方を念頭に置いて意見を述べる。

(1) 準備手続の主宰者

予断排除の原則との関係で検討すべき点があると思われるが、新たな準備手続は、公判審理の充実・迅速化のために行うものであるから、実際に公判審理を担当することとなる受訴裁判所が主宰するのが効率的かつ合理的である。

(2) 争点整理の在り方

事前準備において十分な争点整理を行うためには、事案に応じて相当程度具体的に主張が明らかにされる必要があり、黙秘権の保障との関係で検討すべき点があると思われるが、被告人側においても、最低限、検察官の主張に対し、具体的に争点を明示する義務を負うものとするべきである。

また、準備手続においては、主張の交換による争点整理のみならず、それらの立証のための証拠の取調べ請求も行い、裁判所において、可能な限り、その採否決定を行うものとする必要がある。

そして、準備手続における争点整理の実効性を担保するためには、当事者が、正当な理由なく、これに協力しなかった場合の法的効果についても検討する必要がある。

そこで、具体的には、例えば、準備手続段階で明らかにしなかった主張や証拠調べ請求をしなかった証拠については、原則として、公判段階で提出することは許されないものとするのが考えられる。準備手続において争点整理を行った後に、公判廷で被告人が新たな主張・証拠を提示するこ

とを無制約に許容すると、それまで明らかにしていなかった種々の主張を提示し、その都度、検察官による反証準備のため、公判審理を中断せざるを得なくなり、争点整理の実効性を著しく損なうことになる。とりわけ、我が国は、米国等のように、公判審理において被告人の供述が証拠として採用されるのは、被告人が黙秘権を放棄し証人として宣誓の上、供述した場合に限られ、仮に虚偽の供述をすれば、偽証罪として処罰されるという法制を採っていないため、争点整理の実効性を担保するためには、このような措置を講ずる必要性が高い。

さらに、被告人自身の行動等被告人の応答を十分に期待できる部分について、争点を明らかにしない場合には、何らかの不利益措置を講ずることも検討に値する。

2 充実した争点整理のための証拠開示の拡充

(1) 証拠開示の時期・範囲等に関するルール

ア ルールの検討に当たって留意すべき事項

審議会意見が提言するように、刑事裁判の充実・迅速化を実現するためには、十分に争点整理が行われ、明確化された争点を中心に、連日的開廷による集中審理が行われるようにすることが必要不可欠であり、それを可能にする手段の一つとして、証拠開示の時期・範囲等についてのルールの明確化が求められるものと考えられる。

検察官手持ち証拠の全面的開示を求めたり、探索目的の証拠開示を許容する見解は、このような証拠開示拡充の趣旨に反するものであり、また、現行の当事者主義的訴訟構造にも矛盾するものであって、およそ採ることのできないものであると言わざるを得ない。

イ 証拠開示の弊害

証拠開示の拡充には、証人威迫、罪証隠滅や関係者の名誉・プライバシーの侵害等の弊害を伴うおそれがあり、証拠開示の時期・範囲等に関するルールを検討するに当たっては、これらの弊害を防止することができるようなものとする必要がある。

ウ 争点整理と関連付けられた証拠開示

上記のことを踏まえ、証拠開示の時期・範囲等に関するルールは、争

点整理と関連付けられたものとするべきである。

ルールの具体的在り方については、今後、更に検討が必要であるが、当事者主義の基本原則や上記イの弊害を防止する必要性を踏まえたものとするべきであり、また、証拠開示とセットで争点整理の実効化のための措置（被告人側に認否や争点の明示等を義務付けることを含む。）を導入し、裁判の充実・迅速化に資するものとするべきである。

これにより、明確になった争点に関して被告人が十分な防禦活動の準備を事前に行うことが可能となり、ひいては、争点を中心とする集中的な公判審理が可能となろう。

(2) 裁判所が開示の要否を裁定する仕組み

両当事者の間で証拠開示を巡る紛争が生じた場合、受訴裁判所が開示の要否を裁定するのが相当である。

3 連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備

連日的開廷を確保するためには、充実した争点整理のための新たな準備手続を創設することや公的弁護体制の整備等により、弁護人が個々の刑事事件に専従できるような体制を確保すること等のほか、連日開廷の原則を法律に明示することに加え、例えば、2年以内というような起訴後一定期間内に、第一審の判決をするよう努めるものとする旨の規定を法律に設けることも、十分検討に値する。

4 直接主義・口頭主義の実質化を図るための関連諸制度の在り方

(1) 直接主義・口頭主義の実質化

現在でも、事実関係に争いのある部分については、供述調書が不同意とされ、証人尋問を中心とした審理が行われており、また、同意がない供述調書の採否についても、法廷における証人尋問、被告人質問等により、法律に規定する厳格な要件が充足されているか否かが慎重に吟味された上で決せられていて、直接主義・口頭主義の要請に沿った運用がなされている。

したがって、さらなる直接主義・口頭主義の実質化ないし公判の活性化のために必要なことは、審議会意見も提言しているように、争いのある事件について、集中審理の下で、明確化された争点をめぐって当事者が活発に主張・立証を行う公判審理を実現することであり、分かりやすい公判立

証の励行，争点中心の無駄のない証人尋問の実施等の運用上の工夫が必要となろう。

(2) 書面の証拠能力について

裁判員制度の導入に伴い，伝聞法則を徹底し，自白調書や検察官面前調書等の供述調書を証拠とすることはできないことにすべきであるとの見解があるようであるが，そもそも，裁判員が関与するからといって，供述調書の証拠能力をすべて否定する理由はなく，争いのない事実についてまで，証人尋問によって立証しなければならないというのは合理性がない。

さらに，実際問題として，法廷における緊張感や記憶の減退，被告人の面前であるという事情等から真実の供述ができない証人や，捜査段階の供述を覆して不合理な弁解に終始する被告人がしばしば見られるのであり，事案の真相の解明という要請に照らしても，現在以上に書面の証拠能力の要件を厳格化する必要はなく，また適当でもない。

(3) 公判記録の利用について

直接主義・口頭主義の実質化の問題に関連し，裁判官及び裁判員が公判廷外で公判記録を読むことを禁止すべきとする見解が見受けられる。しかし，裁判員はもとより裁判官であっても，公判廷において長時間にわたる証人尋問や供述調書の朗読を一度聞いただけですべてを記憶し，他の証拠と対照して何が真相であるのか心証を得ることは不可能と言ってよい。また，公判廷で証言を一度聞いただけでは容易に理解できないような複雑な事項（例えば，鑑定事項など）もある。

したがって，証拠として採用された供述調書等の書証はもとより，証人尋問調書についても，必要に応じてこれらを読み直して検討することは当然に許されるべきである。このような法廷外における作業を行わずに，公判廷における審理だけで心証を得るべきであるとするると，当事者が，裁判官や裁判員の印象に訴えることを専ら意図した立証を行うようになり，刑事裁判が劇場化し，有罪方向にも無罪方向にも誤った裁判が行われるおそれがある。

5 訴訟指揮の実効性を担保する具体的措置

刑事裁判の充実・迅速化を図るためには，裁判所が，争点整理や期日指定

等に関して、適切かつ実効的に訴訟指揮を行使し得るようにすることは極めて重要である。

そこで、訴訟指揮の実効性を担保するために、裁判所の訴訟指揮に当事者が従わなかった場合に一定の制裁を加えることができる制度や、弁護人が訴訟指揮に従わずに退廷・欠席した場合でも、審理を空転させずに対処し得る制度の導入についても検討すべきである。

6 捜査・公判手続の合理化，効率化を図るための方策

争いのある事件，あるいは，重大な事件の審理の充実・迅速化を図るためには，争いのない軽微な事件の捜査・公判手続を可能な限り合理化，効率化して，限りある人的資源を有効に用いる必要がある。

そのため，例えば，略式手続の対象事件の拡大など，既存制度の改革が考えられるほか，いわゆる有罪答弁制度の導入も検討に値しよう。

第3 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

1 裁判官と裁判員との役割分担の在り方

法律解釈や訴訟手続上の問題について適切な判断を行うためには，判例・学説等を含めた法律に関する的確な専門知識を有することが前提となるものである。また，手続的な事項は，刑事裁判を行う上でのいわばルールであるから，すべての事件に同じように適用されなければならない，個々の事案の内容に応じて社会常識を働かせて判断すべき事柄とは性質が異なるし，法律解釈は，判例等を基準として統一的になされる性質のものであって，法的安定性が強く要請されているといえる。このような観点からすると，法律解釈や訴訟手続上の問題についての判断は，職業裁判官にゆだねられるべきであると考えらる。

もっとも，法律問題，手続問題であっても，裁判員の意見を聴くことまで禁じる必要はなく，裁判官の求めに応じて，裁判員がその意見を述べることは許されてもよいと思われる。

2 裁判体の構成

審議会意見では，「一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については，裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請，評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ，この制度の対象となる事件の

重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである。」、「評議の実効性を確保するという要請からは、裁判体の規模を、実質的内容を伴った結論を導き出すために、裁判官及び裁判員の全員が十分な議論を尽くすことができる程度の員数とする必要がある。」としており、裁判体の構成については、小規模な構成を念頭に置いているものと理解できる。

同意見にも示されているとおり、裁判員制度の意義は、個別事件の評議・評決において、職業裁判官と裁判員とが協働することにより、職業裁判官としての知識・経験、緻密な分析力と、裁判員による常識に基づく新たな観点の提示、正義感の反映等が相まって、事案を更に多角的な視点から検討することを可能にすること等により、刑事裁判に対する国民の支持・理解を深めることができる点に求めることができる。裁判員と職業裁判官とが、このように、それぞれの長所・持ち味を生かしつつ、いずれもが主体性を失うことなく、相互の信頼関係の下で、十分なコミュニケーションをとりながら協働するためには、少人数の裁判体が適切である。

また、あまりに多人数で構成される裁判体は、構成員が意見を述べるだけで時間がかかるなど、個々の論点について密度の濃い十分な議論をするには不適當であるし、一人一人の意見をじっくり聞き出し、膝をつき合わせて密度の高い実質的な議論を行うには、自ずと裁判体の規模に限界がある。そして、裁判体の構成員の人数が多く、実質的な議論ができないと、その意見を取りまとめた上で、詳細な理由を付した判決書を作成することが難しくなるであろう。一方、比較的少人数の裁判体であれば、職業裁判官の適切なサポートにより、裁判員のより正確な記録の内容の理解や予断・誤解の排除ができ、裁判員がより適正な判断を行うことに資すると思われる。

さらに、この問題は、一定期間、連日的に裁判所に出頭することが義務付けられることなどにより、裁判員となる国民が負わなければならない負担の点からも検討する必要があるが、小規模の裁判体は、裁判員数が少数であるから、総体として、国民の負担は比較的軽くすることができると思われる。

3 裁判員の選任方法・裁判員の義務等

(1) 裁判員の選任

審議会意見で、「選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし、更に公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みを設けるべきである。」とされているとおり、欠格事由や除斥事由、忌避制度等を含めて、公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みを設けることが不可欠であろう。ここで言われている公平性・公正性には、公平・公正な外観、言い換えれば、当事者から見た公平性・公正性を含むものであると考えられるところ、特に、理由は明示できないものの不公正な裁判をするのではないかと考えられる者又はそのように感じられる者に対しては、当事者に、理由を示さない忌避を認めることが必要と考える。

(2) 裁判員の義務等

ア 公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みとして、裁判員候補者や裁判員の出頭義務、評議等に関する守秘義務や、裁判員が、法廷外において、他の裁判官及び裁判員以外の者から担当事件に関する情報を得ることを禁止することなどが考えられる。

裁判員が、このような義務に違背した場合には、適切な手続により、当該裁判員を解任するものとすることや、罰則を科すことも検討に値する。

イ 裁判員を保護するとともに、その判断の公正を確保するための措置として、担当事件に関し、法廷外において裁判員に対して接触することを禁止し、その違反に対する罰則をもうける必要もあると考えられる。裁判員の氏名等の個人情報の取り扱いについても、十分に検討する必要がある。

ウ さらに、裁判員に対する取材や裁判員の個人情報の報道の在り方についても検討が必要である。

4 対象事件の範囲

審議会意見は、裁判員制度の対象事件につき、「法定刑の重い重大犯罪とすべきである。」としているが、これは、国民参加の制度を実質的なものとするには軽微な事件よりも重大な事件への参加を求めた方がよいということと、社会的な関心も高い重大事件にこそ国民が参加するのにふさわしいという考え方に立つものと思われる。

したがって、対象事件の範囲については、法定刑の重い、いわゆる法定合議事件のうち、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」(少年法第20条第2項参照)とするのも一つの考え方であろう。

故意の犯罪行為により被害者を死亡させる犯罪は、自己の犯罪を実現するために何物にも代え難い人命を奪うという点で極めて反社会性、反倫理性の高い、許し難い行為であり、この種の事件は、国民の関心の最も高いものであるといえる。

また、裁判員を務める国民やその他の関係者の負担、制度の円滑な導入等を考えれば、当初は比較的狭い範囲の事件についてこれを実施し、その実施状況を見ながら、必要があれば、段階的に範囲を広げていくという考え方が現実的であろうと考えられる。

なお、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロ事件等の特殊な事件については、裁判員を保護するとともに、裁判員の職務の公正、裁判の公正を確保する観点から、対象事件から除外することも検討の余地がある。むしろ、その場合も、裁判員制度を導入した趣旨が損なわれることがないように、暴力団や過激派の事件であるからといって、直ちに裁判員制度の対象外とするべきではなく、第一義的には、裁判員に対する保護的な措置を講じて裁判員制度が機能するように努力すべきものであるが、現実に裁判員が身の危険を感じて裁判に専念できないような事案が生じた場合には、裁判員制度の対象外とすることを検討すべきである。

5 公判手続の在り方

公判における証拠調べの方法について、特に、書面の取調べの方法についての工夫が必要であろう。

裁判員制度の下でも、供述調書をはじめとする書面は重要な役割を果たすと考えられるので、これを裁判員に理解してもらうため、検察官調書をはじめとする証拠書類をよりわかりやすいものとしたり、法廷における書証の朗読方法を工夫するなどの手当を図った上で、更に、職業裁判官が記録の見方などの技術的な事項について裁判員の知識を補うなどの運用上の工夫をすべきであろう。

ただ、現行法は、朗読を原則とし、裁判長が、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、朗読に代えて、要旨の告知で足りるとしており、口頭主義・直接主義の要請は十分満たしているものと考えられるから、この点についての法令の改正が必要とは考えられない。

6 上訴の在り方

控訴審は、事後審として、第一審の公判記録の精査等により、第一審判決の当否を審査することが審理の中心であり、このような控訴審の構造等からして、一般国民から選ばれる裁判員が関与することになじむ場面とは考えにくい。したがって、控訴審は、現行制度同様、職業裁判官が裁判体を構成し、いわゆる事後審として審理を行うという方向で検討するのが相当である。

なお、控訴審に裁判員を関与することができるよう、裁判員の加わる控訴審に限って、いわゆる覆審に変えるとの見解もない訳ではないが、公判審理をやり直すものであって、被害者、目撃者等の証人のみならず、被告人にとっても負担が極めて重く、訴訟遅延を招く上、裁判員対象事件とそれ以外とで、控訴審の構造が大きく異なることになることを正当化できるか疑問が大きい。

第3 公訴提起の在り方

1 拘束力のある議決の種類・要件

(1) 起訴相当の議決以外の議決にも拘束力を付与することの当否

不起訴不当の議決は、積極的に起訴すべきという趣旨よりも、むしろ捜査が不十分であり再捜査を求めるといった趣旨のものが多いことから、同議決に拘束力を付与するのは適当ではなく、起訴相当の議決のみに拘束力を付与するのが相当である。

(2) 拘束力のある議決の要件

ア 検察官からの必要的意見聴取

現行制度でも、検察審査会は、検察官に対し、会議に出席して意見を述べるよう要求できるが（検察審査会法第35条）、検察審査会が公訴提起に向けた拘束力のある起訴相当の議決をする場合には、あらかじめ、検察官の出席を求め、その意見聴取を必要的なものとして、検察官が不起訴処分を相当と判断した理由や証拠の評価等につき、各検察審査員が

十分に理解し、慎重に検討・判断することを担保すべきである。

イ 検察官に対する再考（再捜査・再処分）の機会の付与

検察審査会が拘束力のある議決を行う前に、検察官において、検察審査会の指摘・疑問を踏まえて再捜査し、処分を再考する機会が認められる必要がある。それでも、なお不起訴処分が維持された場合、検察審査会が再度審査し、起訴相当の議決をしたときには、これに拘束力を与えるものとする制度を採るのが相当である。

このような制度により、検察審査会の意見を踏まえつつ、本来の公訴官である検察官による公訴提起が可能となる上、当初の検察審査会の指摘・疑問に即した再捜査の結果やそれを受けた検察官の判断（再度の不起訴処分の理由）をも踏まえた上で、改めて検察審査会が起訴すべきか否かを判断することが可能となり、慎重かつ充実した審査による適正な議決を確保することができる。

ウ 議決の多数決要件を加重することの当否

現行制度でも、起訴相当の議決は、検察審査員 11 人中 8 人以上の多数によらねばならないとされ（検察審査会法第 27 条ただし書）、多数決要件が加重されており、更に加重する必要はない。

2 拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

(1) 訴追の手續

起訴状等の書面の作成等の訴追手續につき、リーガルアドバイザーの助言を受けて検察審査会が行うのか、検察官役となる指定弁護士が行うのかは、今後、更に検討する必要がある。

(2) 公訴維持の主体

検察審査会の起訴相当の議決により、公訴が提起された事件について、検察官が公訴維持に当たるとするのは、被害者を始めとする審査申立人等から見て、有罪判決に向けて十分に訴訟活動がなされるかにつき疑問を抱かせるおそれがあり、付審判制度と同様、検察官ではなく、裁判所が検察官の職務を行う者として指定した弁護士（指定弁護士）が公訴の維持に当たるのが相当である。

3 検察審査会の組織、権限、手續等の在り方

(1) **いわゆるリーガルアドバイザー制度を設けることの要否・当否**

充実した審理に資することから、検察審査会に、法律専門家をリーガルアドバイザーとして配置し、適切な助言を行わせることは相当である。

(2) **リーガルアドバイザーの権限・給源**

ア 導入範囲

検察審査会が審査する事件は様々であるから、全審査事件にリーガルアドバイザーが関与するものとするのは広きに失する。

イ 権限

当該事件の事実認定上・法律上の問題点の整理，関連する法令及び判例の整理・解説，議決書等の書類の起案や，検察審査員の求めに応じ適切な助言を行うことなどを，リーガルアドバイザーの権限とすることが考えられる。

ウ 給源

検察審査会が，適当な弁護士に委嘱することによって，リーガルアドバイザーを選任するものとするのが相当である。

(3) **その他（今後検討すべき論点）**

ア 欠格事由の見直し

裁判員制度における裁判員の欠格事由の在り方を踏まえつつ，これを見直す必要があると考えられる。

イ 罰則の見直し

検察審査会の起訴相当の議決に公訴提起に向けた拘束力が付与されることに伴い，検察審査員に対する働きかけ等が行われるおそれが大きくなると思われるので，裁判員制度における同種の罰則の在り方を踏まえつつ見直す必要がある。

ウ 付審判請求手続との調整

対象事件について，付審判請求がなされるとともに，検察審査会への審査申立てが行われた場合の調整については検討する必要がある。